

## 【 別 冊 】

# 社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会 平成 28 年度 事業計画

### 《 基本方針 》

少子高齢化に伴う人口減少の進行、核家族化や生活様式・意識の変化などにより、家庭や地域での支え合い機能の低下や住民相互のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境の変化を背景として、地域での福祉ニーズはますます多様化しており、子育てや介護への不安、高齢者の孤立、災害時のボランティア活動への支援など様々な課題に対応することが求められています。

このような中で本年度、臼杵市社会福祉協議会は、臼杵市や地域の関係団体との連携・協力を図りながら、「地域福祉を支える体制づくり、人材づくり」や「市民後見人等の権利擁護にかかわる相談事業の充実」等、地域福祉推進の中核的な団体として、会員をはじめ臼杵市や地域福祉関係団体と「誰もが安心して暮らせる臼杵のまち」を目指し、各事業に取り組んで参ります。

### 《 基本理念 》

- ・ 利用者本位のサービスの実現
- ・ 他人を思いやりお互いに支え、たすけあう福祉活動
- ・ 個人の尊厳をもって、安心して生活が送れるための自立支援
- ・ 地域に即した創意工夫による福祉サービスの総合的な支援

## I 組織の拡充と諸活動の推進

### 1. 組織体制について

市民に支えられた公共性の高い民間組織として、自律性と自主性を発揮しながら、地域福祉活動推進のための組織のあり方、人材育成体系の構築を図り社会的責任を遂行する組織運営により、市民からの理解と信頼を高めます。

#### (1) 法人運営に関する諸会議の開催

- ① 理事会・評議員会、正副会長会議、保育所運営会議の開催
- ② 会計監査の実施
- ③ 総務企画委員会・地域福祉推進委員会の開催（会長の諮問に応じ）

#### (2) 諸事業開設に伴う事務・相談等を行う窓口の運営

- ① 日常生活自立支援事業等の相談事務室の運営

#### (3) 職員の育成及び事務執行体制の強化

- ① 職員研修、外部研修参加の促進及び支援
- ② 専門資格取得に対する促進及び支援

#### (4) 推進体制及びネットワークの強化

- ① 地区福祉推進協議会、福祉委員・地区福祉協議会連絡会の支援・連携

### 2. 経営基盤の整備

市民や関係機関、団体からの理解と信頼を得るため、財政の安定と効果的な運用に取り組み、公共性の高い組織にふさわしい法人運営に努めます。

#### (1) 自主財源の確保

会員会費制度について、地域住民や関係機関・団体、理事、監事、評議員のご理解とご協力をいただきながら自主財源の確保に努めます。

- ① 一般会費（年額 臼杵地域：600円 野津地域：500円）
- ② 賛助会費（年額 2,000円）

③ 特別会費（年額 5,000円）

(2) 事務の効率化

①書類等事務の簡素化及び見直しを図り経費節減に努める。

団体事務の支援（臼杵市民生児童委員協議会、地区福祉推進協議会、母子寡婦福祉会、身障福祉会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会等）

Ⅱ 総合相談事業及び地域福祉活動の推進

住み慣れた地域で安心した生活を送ることに多くの困難が生じてきている中、様々な生活上の福祉課題に対し社会福祉協議会は、地域福祉を実践する組織として各課題に取り組む。特に本年度は、従来から取り組んでいる相談事業の広報啓発を引続き行います。

1 総合相談事業【下記】

(1) 総合相談事業の実施

相談日	会場	開設日及び時間	
総合相談 家計相談 就労準備支援相談	野津保健センター	毎週月曜～金曜日	9時～16時
	臼杵市社会福祉センター		
司法書士相談	大村司法書士事務所 (多重債務や成年後見制度)	随時	要予約
心の専門相談	臼杵市社会福祉センター (心理カウンセラー)		
年金相談 (佐伯年事務所主催)	臼杵市社会福祉センター	毎月第2木曜日	9時～16時
※昨年度まで臼杵商工会議所で開催			

※ 年金相談 [毎月第2木曜日:午前9時～午後4時まで(無料) 佐伯年金事務所]

2 地域の見守りづくり及び各諸団体と協働した見守りづくり

(1) 自治会、民生委員児童委員協議会、地区福祉推進協議会と地域振興協議会との連携・

福祉委員活動の支援

- ① 福祉委員活動（小地区福祉懇談会）支援
- ② 地区福祉推進協議会等各種研修会の支援

③ 安心生活お守りキット(臼杵市)への協力

④ 臼杵市民生委員児童委員協議会との連携及び活動への支援

(2) 諸団体と協働した見守りづくり

① サロン事業への支援 (一人暮らし高齢者等の交流事業)

② 黄色い旗運動への支援 (安否確認の取組み、黄色い旗を玄関先に掲げるもの)

(3) 臼杵市ボランティア・市民活動センターの運営

① 各種ボランティアの養成及び研修会の開催

臼杵市防災士会と連携し、災害ボランティア等の養成や研修を行います。

② ボランティア登録及び斡旋

③ ボランティアの相談受付

ボランティアニーズの受付、個人ボランティアの受付等を行います。

④ 「総合的な学習の時間」における福祉・ボランティアについての学習支援

⑤ 夏のボランティア体験月間(7～8月)へ協力(大分県ボランティアセンター事業)

⑥ ボランティア活動保険、ボランティア行事保険等手続き代行

⑦ 古切手、書き損じハガキの募集

⑧ 手話通訳士の養成(9月開講予定)

(4) 赤い羽根共同募金運動

① 臼杵市共同募金委員会への協力・支援

赤い羽根共同募金運動の実施主体である臼杵市共同募金委員会が行う運動業務について協力・支援します。

(5) 啓発事業

① 機関紙等による広報等

・ 広報紙「うすき社協だより」(奇数月発行)

充実した福祉情報を提供することで、市民の福祉に対する理解を深めます。

## ② 『第12回臼杵市社会福祉大会』の開催

- ・ 日 程：平成28年11月12日（土）
- ・ 会 場：臼杵市民会館（大ホール）

## ③ 新任福祉委員合同研修会の開催

### Ⅲ 地域福祉事業

国や地方自治体の福祉施策以外に民間福祉を実践する組織である社協として、児童から高齢者にいたるまで、あらゆる課題に対応するため、以下の施策を推進する。

#### 1. 一人暮らし高齢者等へのサービス及び事業

##### (1) 一人暮らし高齢者の交流会

- ① 「ニューサルビア」の集い
- ② 「ふれあい交流会」地区福祉推進協議会実施の開催、支援
- ③ ふれあい・いきいきサロン事業の促進

##### (2) 生きがい・健康・社会参加の拠点づくり

- ① 高齢者サロン活動支援事業（臼杵市受託事業）

高齢化率の高い地区や閉じこもりがちの方の多い地区を優先的に選び、生きがい、健康づくり、社会参加を促進する拠点づくりに取り組めます。

##### (3) 在宅福祉

- ① 地域自立生活支援事業による生活援助型給食サービスの実施【臼杵市受託事業】

- ・ 利用について：夕食 1食：500円（週3回まで）

- ② さわやかサービス事業（家事支援・通帳等一時預かり等の日常生活の支援事業）

＜ちょっとした困りごとのサービス：＞

- ・ 「ちょっとした困りごと」があった時、介護保険制度などの他制度の利用ができない高齢者や障がい者、一人親世帯に関わらず一時的に家事等の支援が必要な世帯の方々を対象としたサービスを行う。

【対象者】一時的に家事等の支援が必要となった方

## 【利用料】

- ・通帳等の預かりサービス：500円／月
- ・家事援助・身体介護・その他（要相談）

(単位円)

利用時間帯	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間30分未満	30分増す毎に
800～1800	1,400	2,100	2,800	700
1800～2200	1,700	2,600	3,400	850
600～800	1,700	2,600	3,400	850

### ③ さわやか電話サービスによる訪問と安否確認

- ・【電話訪問】：毎週木曜日（臼杵市社会福祉センターから）
- ・【対象】：一人暮らしの高齢者（希望者）
- ・【申込先】：各地区民生委員
- ・【利用料】：無料
- ・【電話訪問】：週に1回、2週に1回（希望に応じた電話訪問）

### ④ 福祉サービス利用援助事業【大分県社会福祉協議会受託事業】

- ・日常生活自立支援事業

生活や金銭管理、成年後見制度など幅広く権利擁護に関する相談を受け、高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り安心して日常生活が送れるよう支援を行います。

## 【利用料】

- ・福祉サービス利用援助 1,330円／回
- ・日常的な金銭管理サービス 1,330円／回
- ・通帳等の預かりサービス 500円／月

### ⑤ 福祉機器の貸与事業

高齢者や身障手帳等の有無に問わず、日常生活に支障をきたしている方へ福祉機器を貸与します。

#### ⑥生活福祉資金貸付事業【大分県社会福祉協議会受託事業】

・低所得、高齢者、障がい者世帯の経済的な自立の支援や一時的に生計維持が困難になった世帯等であつ他からの借入が困難な方に資金の貸付を行う制度です。但し貸付には条件及び審査があり、多重債務等返済が難しいと思われる方等貸付できない場合があります。

#### 【資金種類】

・福祉資金（生業、技能習得、住宅、療養・介護、災害援護費）

・不動産担保型生活資金

（不動産担保型生活資金、要保護世帯向不動産担保型生活資金）

・総合支援資金（生活支援費、一時生活再建費、住宅入居費）

・教育支援資金（教育支援費、就学支度費）

・臨時特例つなぎ資金

・緊急小口資金

※ 相談内容によりハローワークとの連携

※ 生活保護世帯への慶弔金（入学・就職祝金、弔慰金）の贈呈

#### （４）臼杵市市民後見センターの運営【臼杵市受託事業】

高齢者や障がいのある人の意思能力や生活状況に応じて、成年後見制度や福祉サービス利用援助等を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

##### ① 成年後見人の受任

臼杵市市民後見センター審議会で支援員を決定し、大分家庭裁判所より選任を受け、法人後見人として活動を行います。

##### ② 市民後見人養成講座・フォローアップ研修の開催

成年後見制度の普及・啓発及び権利擁護に携わることができる人材の養成

に取り組みます。

③ 成年後見制度についてのシンポジウムの開催

(5) 生活困窮者自立支援事業【臼杵市受託事業】

生活に不安を抱える方や仕事に就く自信のない方を対象に就労自立支援、生活支援を臼杵市、くらしと仕事の相談室と連携して行います。

① 自立相談支援事業

**IV 介護保険事業・障害福祉サービス事業の推進**

1. 介護保険事業等の取り組み

介護保険事業の経営／事業の合理的経営を目指すとともに経費節減に努め、経営の安定が図られるよう模索、検討します。

(1) 介護保険事業の取り組み

質の高い介護サービスの提供と専門性を生かした相談機能の強化を図り、市民（利用者）からより一層信頼されるよう、より質の高いサービスの提供に努める。

① 居宅介護支援事業・介護予防支援事業

② 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

③ 通所介護事業・介護予防通所介護事業

④ 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）

(2) 障害福祉サービス事業の取り組み

障がいを持つ方が、居宅において自立し安心して生活を送れるよう、より質の高いサービス提供に努めます。

① 居宅介護事業

② 重度訪問介護事業

③ 同行援護事業

④ 移動支援事業



## V その他の施策の推進

### (1) 高齢者福祉施策

- ① 高齢者ミニデイサービス事業の支援
- ② 高齢者組織等の育成・援助
- ③ 高齢者・心身障害者体育大会への援助・協力
- ④ 認知症予防のための日記帳作成についての事前準備・検討

### (2) 障がい者福祉施策

- ① 生活サポート事業の受託実施【臼杵市受託事業】

### (3) 児童福祉・次世代育成・ひとり親世帯に関する施策

- ① 児童福祉施設・幼稚園等児童へのこどもの日プレゼント事業への支援
- ② ひとり親世帯を対象とした「日帰りバス旅行」への支援

### (4) 他の福祉施策

- ① 社会福祉センターの運営

地域に開かれた交流拠点として、明るく利用しやすい施設をめざし、地域福祉と文化の向上を図ります。

- ② 福祉バスの運行

各種福祉団体の福祉向上及び社会参加を目的とし、研修会等へ参加する移動手段として運行します。

- ③ 火災等の被災世帯へ見舞金の支給
- ④ 備品（机、椅子、レクリエーション用具等）の貸出
- ⑤ 社会を明るくする運動への協力
- ⑥ 会員及び会員家族の逝去に対する弔慰（敬弔旗・お悔やみのことば）の取組み
- ⑦ 人材育成

児童生徒等を対象とした福祉講座・体験教室等を行うとともに、福祉分野の専門職を目指す学生等の現場実習を受け入れ、地域福祉に貢献できる人材の育成を行

います。

## VI 臼杵市立下南保育所の経営（指定管理事業）

臼杵市や市民、利用者の期待に添った指定管理の受託事業（サービス）の向上と効率化に留意し、健全な経営に努めます。

- ① 臼杵市立下南保育所の施設管理及び運営を厳格に行う。
- ② 施設経営・事務の管理・運営を適切に行う。
- ③ 定期的に保育所職員及び役員等による運営会議を開催する。
- ④ 家庭や地域社会との連携を図りつつ、入所児童の最善の利益を考慮し児童が健康的で安全で情緒の安定した生活ができる環境に配慮する。
- ⑤ 地域における子育て支援の観点から保育所の地域開放を積極的に行うとともにボランティアなどの地域の人材を活用する。
- ⑥ 子育て支援のための地域福祉活動として、子育て支援を行うために育児相談業務等を実施する。

### ⑦ 保育事業

- ・ 児童福祉法 第 24 条第 1 項に規定する保育の実施
- ・ 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込があったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。
- ・ 児童福祉法 第 48 条の 3 第 1 項に規定する情報提供、保育相談
- ・ 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に関し情報提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。
- ・ 延長保育事業
- ・ 障がい児保育事業

- ・ 一時保育事業
- ・ その他の特別保育事業
- ・ 職員会議、保護者会の開催、保育課程及び行事計画
- ・ ホームページによる情報発信

《主な行事予定》

実施月	行事予定
4月	各地区福祉推進協議会「定期総会」及び新任福祉委員委嘱
5月	子どもの日プレゼント事業、「うすき社協だより(5月号)」発行 各地区福祉推進協議会「定期総会」及び新任福祉委員委嘱 会計監査、正副会長会議、理事会、評議員会
6月	地区福祉推進協議会代表者会議及び連絡会 新任福祉委員合同研修会
7月	「うすき社協だより(7月号)」発行 社協一般会費・賛助会費・特別会費納入月間 夏のボランティア体験月間
8月	布団丸洗い乾燥サービス事業（寝たきり高齢者世帯等） 「日帰りバス旅行（対象：一人親世帯）」事業 平成28年度地区福祉推進協議会連絡会役員等研修会 夏のボランティア体験月間
9月	正副会長会議、理事会、評議員会 「うすき社協だより(9月号)」発行 布団丸洗い乾燥サービス事業（寝たきり高齢者世帯等） 大分県地域福祉推進大会
10月	赤い羽根共同募金運動、「ニューサルビア」の集い
11月	第12回 臼杵市社会福祉大会 「うすき社協だより(11月号)」発行
12月	歳末たすけあい運動 歳末たすけあい配分事業（～年末まで）
1月	「うすき社協だより(1月号)」発行
2月	成年後見制度についてのシンポジウム
3月	正副会長会議、理事会、評議員会 「うすき社協だより(3月号)」発行
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さわやか電話サービス事業</li> <li>・総合相談</li> <li>・心の専門相談、司法書士相談</li> <li>・ふれあい交流会(各地区福祉推進協議会)</li> <li>・市民後見人養成講座・フォローアップ研修（時期未定）</li> </ul>

